

電子処方箋補助金申請 Q & A

令和 7 年 4 月 1 日

1. 申請期限に関するもの

Q 1 県の補助金申請期限（令和 8 年 1 月 30 日）に間に合わせるためには、いつまでに電子処方箋サービスの導入を完了し、国に申請する必要がありますか？

A 1 導入時期に関する期限が令和 7 年 9 月までとなっています。この時期まで電子処方箋管理サービスの導入を完了した上で、国の電子処方箋管理サービスに関連する補助金（以下、「国（ICT 基金）」という。）の交付申請を行う必要があります。国（ICT 基金）について、申請から交付まで約 2 カ月程度の日数を要すると聞いていますので、早めにシステムベンダ等へ導入をご相談ください。（申請期限後の申請は受け付けられませんのでご注意ください。）

Q 2 県の補助金について、申請が殺到し、予算額の上限に達してしまった場合に、途中で補助金申請受付が終了する場合はないですか？

A 2 予算の上限を超えた場合は、その前に受付を終了する場合があります。
また、県への申請は国（ICT 基金）の補助金を受けた後でなければ、申請できませんので、県の申請期限に間に合うよう、お早めに導入・申請をしてください。

2. 対象となる施設・サービスに関するもの

Q 3 どのような施設が補助の対象となりますか？

A 3 国（ICT 基金）の交付決定を受けた保険医療機関（医科、歯科）、保険薬局が補助の対象となります。

Q 4 電子処方箋管理サービス導入後に生じるランニングコスト（修理費用を含む）は補助対象になりますか？

A 4 国（ICT 基金）と同様に、県の電子処方箋関係補助金については、電子処方箋管理サービスを導入するために発生した費用が対象となりますので、導入後に発生した費用（ランニングコスト・修理費用含む）は補助金交付対象外となります。

Q 5 医科・歯科の2つの医療機関コードを持つ医療機関は、それぞれ県の補助金の対象となりますか？

A 5 国（支払基金）への補助金等申請は、医科・歯科それぞれで行うこととされていますので、支払基金から補助金等の交付決定を受けた後に、県の補助金についても、それぞれ申請を行ってください。

3. 申請手続きに関するもの

Q 6 令和6年度に基本機能を導入し、令和7年度に新機能を追加導入しました。いずれも国（支払基金）から交付決定の通知を受けています。その場合、どの区分を選択すればよいですか？

A 6 申請区分「(1)基本機能導入」と「(2)新機能導入」の選択となります。
なお、同時申請ができませんので、申請区分(1)・(2)ごとに申請してください。

Q 7 国（支払基金）に対し、電子処方箋管理サービスに関連する補助金の申請を行ないましたが、未だ補助金交付決定通知書を受け取っていません。県の補助金申請期限に間に合わないため、添付書類が一部不備の状態で、県の補助金申請をしたいのですが、可能ですか？

A 7 県の補助金の補助交付要件として、国（ICT基金）の電子処方箋管理サービスに関連する補助金の交付決定を受けた施設である必要があります。県の補助金を申請する時点で国（ICT基金）の電子処方箋管理サービスに関連する補助金の交付決定を受けた施設でない場合は、申請することができません。

Q 8 県の補助金の交付申請に必要な書類（領収書等）を紛失しました。どうしたらよいですか？

A 8 「医療機関等向け総合ポータルサイト」から確認、ダウンロードが可能です。
https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm?id=csm_index
○ 医療機関等向け総合ポータルサイト>ログイン>（右上に表示される）マイリスト>申請>電子処方箋補助金申請>タスク>電子処方箋補助金申請から、補助金申請時に使用した「領収書（写）」、「領収書内訳書（写）」といった添付資料をダウンロードすることが可能

- 一括申請の場合は、医療機関等向け総合ポータルサイト＞（とりまとめ者アカウントで）ログイン＞（右上に表示される）マイリスト＞申請＞電子処方箋補助金申請（一括）＞タスク＞電子処方箋補助金申請（一括）から、補助金申請時に使用した傘下機関分の「領収書（写）」、「領収書内訳書（写）」といった添付資料をダウンロードすることが可能

Q 9 県の補助金の交付申請に必要な書類（国の交付決定通知書）を紛失しました。どうしたらよいですか？

A 9 「医療機関等向け総合ポータルサイト」から確認、ダウンロードが可能です。

https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm?id=csm_index

- 医療機関等向け総合ポータルサイト＞電子処方箋管理サービス＞電子処方箋の各種申請について＞ログイン＞交付決定通知書ダウンロードから、確認、ダウンロードから、ダウンロード可能
- 交付決定通知を交付した旨を記載したメールが、申請した医療機関・薬局へ送信されますので、メール記載のリンク先へ接続いただくことで、交付決定通知が格納されているページに到達いただき、ダウンロード可能
- 一括申請の場合は、医療機関等向け総合ポータルサイト＞電子処方箋管理サービス＞電子処方箋の各種申請について＞（取りまとめ者アカウントで）ログイン＞交付決定通知書ダウンロードから、傘下機関分すべての交付決定通知書を一括でダウンロード可能

Q 10 県補助金について、国（ICT 基金）の補助金が交付されたところに機械的に行なわれるものですか？それとも、改めて県に対して申請を行なう必要がありますか？

A 10 国（ICT 基金）の補助金と県の補助金は別制度となるため、改めて県に対する補助金交付申請が必要となります。

Q 11 補助限度額の範囲内で複数回に分けて補助金を申請することはできますか？

A 11 電子処方箋管理サービスの導入に係るすべての事業を完了した後、一度に申請いただくこととなりますので、複数回の申請はできません。

ただし、申請区分(1)「初期導入」で県に補助金を申請した後、「新機能」を施設に導入し、国（ICT 基金）に申請区分(2)「新機能追加」で補助金申請を行い、交付決定を受けた場合は、別途、県に対して申請区分(2)「新機能追加」の申請が可能です。（申請区分の詳細はQ17に記載）

Q12 国（ICT 基金）の申請では事業者一括申請を行いました。県の補助金申請では事業者一括申請を行うことができないため、どのような資料を添付すれば良いですか？

A12 国（ICT 基金）へ一括申請を行った場合、一括申請者に 1 施設ごとに作成した交付決定通知が発行されています。県の補助金申請においては、1 施設ごとに申請し、国の補助金申請に添付した資料の写しを提出してください。

Q13 令和 5 年度「医療施設等物価高騰対策支援金」の支給を受めました。今回も同口座での受取で申請しますが通帳の写しは必要ですか？

A13 令和 6 年度の秋田県電子処方箋活用・普及促進事業の補助金交付において振込口座の誤記入等により、振込不能が発生しております。お手数をおかけしますが、正確・迅速な補助金交付のため通帳の写しを添付することにご協力をお願いします。

Q14 通帳の写しはどの部分を提出すれば良いですか？また、通帳なしの口座の場合はどうすればよいですか？

A14 通帳の写しは 1 ページをめくった【見開き】部分の写しを提出して下さい。（口座開設者のカナ表示があるページ）また、通帳なし口座の場合は口座開設店舗発行の口座開設（確認）証明書を提出してください。

4. その他

Q15 県の補助金の申請期間内に補助金の交付申請ができなかった場合、電子処方箋を導入しても国又は県から補助金はもらえないでしょうか？

A15 県の補助金については、県の補助金申請期間内（令和 7 年 4 月 1 日（火曜日）から令和 8 年 1 月 30 日（金曜日）まで）に申請できなかった場合、受け取ることはできません。

なお、国の補助金（ICT 基金）については、次のとおりです。

- 電子処方箋管理サービス（令和 4 年度からの実施分）「(1) 初期導入」及び「(3) 同時導入」の場合

令和 7 年 9 月 30 日まで完了させ、国の補助金申請期限までに申請されたものが、補助金交付の対象となります。

- 電子処方箋管理サービス新機能（機能拡充）「(2)新機能追加」の場合
令和7年9月30日までに完了させ、国の補助金申請期限までに申請されたものが、補助金交付の対象となります。

Q16 県の補助金の交付条件に「その他、必要に応じて県が行う電子処方箋の利用促進に資する取組に協力する。」と示されていますが、具体的にはどのような取組を想定していますか？

A16 電子処方箋に関する取組については、別途、ご案内する予定ですが、まずは県の補助金交付決定通知書をお送りする際に同封するポスターの掲示等に協力いただくことをお願いいたします。

Q17 申請区分「(1) 初期導入のみ」、「(2) 新機能追加のみ」、「(3) 新規導入と新機能の同時導入」はどのように違いますか？

A17 申請区分(1)は、電子処方箋管理サービスを初期導入するために既存システムの改修等を行うためにかかる経費、申請区分(2)は、既に電子処方箋管理サービスの初期導入を完了している施設が、新機能（詳細はQ20に記載）を追加した場合の経費を補助するものです。

申請区分(3)は、新たに電子処方箋管理サービスの初期導入と新機能の導入を同時に行う場合のシステム改修等に係る経費を補助するものです。

県への申請を行う場合は、対象となる施設について、支払基金から交付決定を受けた申請区分と同じ区分で申請してください。

Q18 県の補助金の交付を受けた後に、何か必要な手続きはありますか？

A18 県交付要綱第8条において、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（様式第3号）により速やかに県に報告することと定めています。

Q19 申請書を提出してから、どのくらいで補助金が交付されますか？

A19 申請書の記載内容や添付書類の確認を行い、不備がない場合は、翌月末までを目安に請求書に記載の振込先へ補助金を振り込みます。なお、申請してから2か月を超えても振り込みが確認できない場合は、恐れ入りますが秋田県医務薬事課（TEL：018-860-1407）までお問い合わせください。

Q20 県交付要綱第3条（2）の「新機能」とは具体的にどのような機能ですか？

A20 電子処方箋管理サービス導入に関するシステムベンダ向け技術解説書に掲げられた以下の新機能を指します。

- ・リフィル処方箋
- ・口頭同意による重複投薬等チェック結果の閲覧
- ・マイナンバーカード署名
- ・処方箋 ID 検索
- ・調剤結果 ID 検索（保険薬局の場合のみ）

5. よくある申請手続きのミス

注1 申請書の「2 申請額」の「補助対象経費②」、「総事業費③」、「寄付金その他の収入額④」に、国からの補助金額を入力したり控除する場合が見受けられます。
「補助対象経費②」及び「総事業費③」には、基本的に国に申請した際のそれぞれの金額となります。

注2 申請書の「3 誓約事項」の最下段にある「(1)～(3)について誓約します。」に ☐ が入力されていない場合があります。